

たいし、いま一方が an irrigated wet rice community である点で、社会経済的基盤は異なっている。しかし両村の比較の結果は、むしろ、上ビルマの社会文化が地域差を問わず基本的に同様であることを示している。土地の経済、村の政治社会構造、仏教信仰、nat 信仰など、ビルマ村落社会の基本的な局面が克明に検討されている。

しかし、本書は、人類学的調査ではなく、社会学的調査の範疇にはいる感じだ。著者の問題意識の底に働いているのは、近代化とか社会変革とかのきわめて巨視的な抽象理念である。農村社会のなかに、近代化の趨勢に順応しうる論理がどういう形で内在しているのかを探るのが、著者の意図するところなのだ。著者は、異様に鋭敏な頭の持ち主のようである。本書には、きらきらした問題意識が充満している。ある箇所では頭のさばかり印象に残り、controversial な点を残す部分もあるが、field 経験の豊富さがそれらの欠点を補うかたちで、全体としては高い水準を確保している。

それでも問題点は残る。二つの村落を比較の素材に選出した根拠は不明確であるし、また、両方に平等にエネルギーが割かれたようにも思えない。それぞれの村落の歴史的背景もさっぱり描かれていないようだ。もっと基本的な事柄をいえば、調査期間が短いこと、しかもその短期間に1箇所5カ月ずつ2カ村もの調査がおこなわれたことは問題だろう。

末梢的な問題は問わぬとしても、最後の conclusion の箇所が、真の conclusion になりえず、妙に気負った社会人類学の本質論議になってしまっている——面白く読める箇所ではあるが——のは感心できない。そのために2カ村を比較して、どういう結論を得るかは、読者の側の宿題として残されている感じだ。この点に満ち足りないものをおぼえる。

これらの欠点にもかかわらず、本書の基本的価値は否定できない。今後、本書に続いて、ビルマの村落調査の成果が刊行されるようには思えない。Nash の名は、1959～60年段階のビルマ農村社会を描き、貴重な資料を提供した学者として長く記憶されることだろう。

(矢野 暢)

Donald Eugene Smith. *Religion and Politics in Burma*. Princeton: Princeton University Press, 1965. xiii+350 p.

本書は、ビルマを素材として、宗教と近代政治の複雑な関わりあい进行分析した恐らく最初の本であろう。著者の D.E. Smith は、1963年に“*India as a Secular State*”という本を著し、新興地域の脱宗教化の秀れたケースワークとして、評判をとったことがある。“*India*”とこの本とを比較してみると、基本的な問題意識が変わっていないことがはっきりする。しかし、ビルマのほうが社会の状況が単純なだけに書き易かったのであろう。本書は“*India*”以上に明快で、読み易くなっている。宗教と政治という大きな主題を扱いながら、明快な内容になったいま一つの理由は、両者の関連を、抽象的、没時間的に説明せずに、むしろ両者の関係の歴史的な移り変わりに力点を置いたからである。このアプローチは妥当であったと思われる。

本書は、いたって慎重に、ビルマの歴史の変遷を追いつ、その都度の段階での仏教会の置かれた境遇を克明に検討している。英国植民権力と仏教会、民族主義と仏教、ウー・ヌと仏教、ネイ・ウィンと仏教の関係、あるいは、独立ビルマにおける政治的正統性と仏教、経済発展と仏教の関係など、いろいろな関係が設定され、そしてその個々の事例について明確な判定が下されている。

実証的な心掛けのお蔭で、いろいろ大事な事柄が確認されていて参考になる。独立前のビルマの後期抵抗運動は、基本的に脱宗教的であった点で、前期抵抗運動と断絶していたこと、それにもかかわらず、独立ビルマが仏教精神を充溢させたかに見えたのは、ウー・ヌ個人の影響による特殊な現象であったこと、現在のネイ・ウィン体制は、体質的には仏教と合わないことなど確認したあとで、本書は、ビルマ政治が仏教界の問題をなんら解決しえないこと、逆に、仏教のほうからも、政治にたいして有効な価値提供をなしえていないことを結論づけている。現在のビルマの悲劇は、宗教すなわち仏教が、政治の世界の倫理や行動規範の土台になりえていない点にあるという。

著者は、かつての“*India*”においても、インドの世俗化の趨勢を確認し、“Is India a secular state?”という問いにたいして、“Yes”と答えていたが、本書においても、ビルマの仏教が政治の合理化とか経済発展などの価値となじまない点を指摘し、ビルマの脱宗教化の趨勢を暗示しているようである。

著者は、ビルマプロパーの専門家ではないが、現地にも滞在した経験をもち、資料の選択のしかたをみても、すぐれたモノグラファーであることが知られよう。Buddhism の扱い方の当否は批評すべくもないが、政治史に関する記述は、部分的に断定を急いだ箇所もあるが、いたって正確である。

すべてが手がたく堅実な点、そのわりに論理が明快である点、好ましい本である。(矢野 暢)

Judith Djamour. *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. London: The Athlone Press, University of London, 1966. 189 p.

著者 Djamour 女史は、シンガポールのマレー人家族の研究を続けてきた人で、本書に先立って、1959年に、*Malay Kinship and Marriage in Singapore* を出版した。そのとき、彼女の学問的関心を強くひいたのが、マレー人のきわめて高い離婚傾向であった。

本書は、彼女がロンドン=コーネル・プロジェクトによる資金を得て、1963年にシンガポールのイスラム法廷を拠点として行なった調査の報告である。

1957年の Muslims Ordinance 第12条3項における離婚に際する夫妻の同意の確認の規定、および1960年におけるその強化の方向への改正を背景として、シンガポールのイスラム法廷の機能はきわめて増大したが、Djamour の調査は、ちょうどその油ののりはじめた時期に行なわれた。

本書は、次のような構成をとっている。

Introduction

1. General Background
2. Ta'alik
3. Fasah
4. Khula
5. Talak, or 'Ordinary' Repudiation
6. Rojo
7. Discussion

Conclusion

General Background においては、マレー人を主体とし、インド・パキスタン人、アラブ人等からなるシンガポールのイスラム教徒の民族的構成、離婚手続き、イスラム法廷の機能などが、簡単に紹介されている。

2の Ta'alik から5の Talak に至る4つの章では、それぞれの見出しによって表現されるイスラム法に基づく各種の離婚について、法廷での見聞や記録によって、具体的なデータが示され、これが本書の中心的な部分を形成する。Ta'alik とは、結婚契約書に記載された条件にもとづいて、夫が妻の生計を一定期間みなかったり、あるいは一定期間留守をした場合に、妻から請求される離婚、Fasah とは、性的不能、精神障害などの場合に法廷の判決によって得られる離婚、Khula とは、妻の申し出に対して夫が同意することによって成立する離婚、Talak とは、夫が 'talak' という言葉を用いて一方的に宣言する形式をとるイスラム教徒における最も一般的な離婚である。

6の Rojo は、イスラム法にもとづく、待婚期間(iddah) 内における離婚とりけしを扱っている。

7の Discussion では、イスラム教徒の離婚をとりまく若干の問題が論議されるが、最も興味深いのは、1959年以降の離婚率のきわめて顕著な低下である。Djamour は、この理由として、次の5つを挙げている。

- (1) イスラム法廷における調停への努力。
- (2) 夫妻の同意のない離婚が認められにくくなったこと。
- (3) 寡婦や離別した女にとって、妻のある男を離婚させて、自分と結婚させることが困難になったので、主な努力を、拘束されていない男にむけるようになったこと。
- (4) 以前は、シンガポールの Kathi が、女性からの離婚請求を容易に認める傾向があったので、マラヤから女達が出て来たといわれること。
- (5) 以前においては、夫が貧乏になったり、失業した場合、妻の離婚請求がおこり易かったが、現在では、社会扶助制度の発達により、このようなケースが少なくなったこと。

これらの理由の多くは、いうまでもなく、シンガポールのイスラム法廷の機能の変化に伴うものである。

以上のように、本書は、理論的にはみるべきものが余りないとしても、変動期にあるイスラム教徒の離婚を扱った具体的な資料として、きわめて重要である。

(坪内 良博)

A. Tanaka, S. A. Navasero, C. V. Garcia,